

協議会運営事項

1 協議会の傍聴について

原則として、傍聴人を10人まで認める。

2 会議内容の録音について

審議内容につきましては、要点速記を行いますが、確認のためICレコーダー等での録音を行わせていただきます。

3 議事録の公開について

議事録は、会議要録を公表することを原則とさせていただきます。

会議の終了後、要録がまとまり次第、委員の皆様へ郵送いたしますので、発言内容等をご確認ください。その後、市のホームページ上及び市政資料コーナーにて公開をさせていただきます。